

□大野区所有軽トラック使用規程

□大野区

（目的）

第1条 この規定は、□大野区が所有している軽トラック（以下「公用車」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

（使用基準）

第2条 公用車の使用基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) □大野区および□大野公民館が行う事業活動での使用を原則とする。ただし、区民活動団体（以下「団体」という。）が区内で行う公益活動で使用する場合は、この限りでない。
- (2) 区民個人の使用は、当区が運輸支局長の定める「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準」に基づく許可を受けていないことから、これを認めない。
- (3) 団体が実施する公益活動等での使用範囲は、区内及び区内から京丹後市ゴミ処理施設までの間とする。
- (4) その他、区長が特に必要と認める場合。

（使用時間）

第3条 公用車の使用時間は、原則 8 時から 19 時までとする。なお、区長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（実費負担）

第4条 第2条第1号で使用許可を受けた団体は、次に掲げる実費を負担するものとする。

- (1) 使用時間が半日以内（4時間以内）の場合は、500円とする。
 - (2) 使用時間が半日を超える場合は、1,000円とする。
- 2 区長が業務のため委任した団体の使用は、前項各号の規定を適用しない。

（使用申請）

第5条 公用車を使用しようとする団体（以下「使用者」という。）は、軽トラック使用申請兼許可書（様式第1号）を区長に申請し、許可を受けなければならない。

（使用許可）

第6条 区長は、前条の申請内容を審査し適当と認めた場合は、許可証を交付し使用を許可するものとする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、安全と事故防止のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請目的外の使用及び転貸の禁止

- (2) 車両運行前後の点検
- (3) 交通関係法令の遵守
- (4) 利用後の車両の清掃
- (5) 指定場所への返却と運転日報の記載

2 前項第4号による清掃が出来ていない団体には、区長は次回申請を認めないことができるものとする。

(報告義務)

第8条 使用者は、公用車使用中に生じた交通事故等について、人命救助を最優先し速やかに京都府京丹後警察署および区長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、公用車の使用中に発生した全ての損害を賠償するものとする。
ただし、口大野区が加入している保険を利用することは妨げない。

2 前項の損害額が保険金支払い金額を超えた場合は、使用者が差額分を負担しなければならない。

3 使用者は、公用車使用中に第三者に損害を与えた場合は、誠意を持って示談交渉に当たらなければならない。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

軽トラック使用申請兼許可証

年 月 日

口 大 野 区 長 様

住 所 京丹後市大宮町口大野 番地
使用申請者 団体名
使用者 印

口大野所有軽トラック使用規程第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。
記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
2 使用目的	
3 行き先等	1、口大野地区内 2、区外（京丹後市ゴミ処理施設）
4 使用料金	1、半日以下（ 500 円） 2、半日超え（1,000 円）
5 その他	乗車人数 1・2 人 *丸で囲ってください
6 運転者名	運転者氏名 (責任者名)

軽トラック使用許可書

年 月 日

使用申請者 様

口大野区長 印

口大野所有軽トラック使用規程第 6 条の規定により許可します。公用車使用に当たっては、同規程第 7 条の規定を順守すること。